

第 332 回月例会報告・報告概要

開催日：2015 年 5 月 16 日 10：00

報告者：稲田 和也（山梨大学）

テーマ：民法（債権関係）の改正に伴う契約書見直しの留意点～取引基本契約書を念頭に～

報告者コメント：民法（債権関係）改正に係る民法の改正法案が 3 月 31 日に国会に提出され、明治以来の大改正が間近に迫っています。各企業等では、民法改正に伴った契約書の見直し作業が法案成立後には本格化するものと思われます。

そこで、今回の報告では、中間試案に記載されながら、最終案に残らなかった事項を含めて、契約書見直しに有益と思われる事項の検討を行いたいと思います。

報告概要

1. はじめに

- ・2015 年 3 月 31 日 「民法の一部を改正する法律案」が国会提出
⇒施行は公布日から 3 年を超えない期間で政令にて定める
- ・企業は改正に伴い取引基本契約を始め各種の契約書ひな型をチェックする必要がある。

2. 改正法案に取り上げられなかった事項に関して

- ・「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成 25 年 2 月 26 日法制審議会民法（債権関係）部会第 71 回会議決定）であげられながら、法制審議会民法部会でコンセンサスが得られないその他の理由で、改正に取り上げられなかった事項が 60 項目ほどある。
- ・これらの事項は、合意が得られなかったという点（要件や効果、明文化の意義などに争いがある）からも、紛争を防止の観点からは、契約書での対応を検討する必要がある。

(1) 中間試案「第 11 契約の解除 2 複数契約の解除」

【取り上げられなかった理由】

部会資料 68A 「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(3)」参照

【取引基本契約書の見直しにあたって】

相手方の信用力の低下時のみを想定することでよいのか（期限の利益喪失条項との連動で良いのか）など

(2) 中間試案第「26 契約に関する基本事項 3 付随義務及び保護義務」

【取り上げられなかった理由】

部会資料 75A 「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(9)」参照

【取引基本契約書の見直しにあたって】

(3) 中間試案「第 32 事情変更の法理」

【取り上げられなかった理由】

部会資料 82-2 「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案 補充説明」参照

【取引基本契約書の見直しにあたって】

不可効力条項との整合性など

(4) 中間試案「第 33 不安の抗弁権」

【取り上げられなかった理由】

部会資料 80-3 「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 2） 補充説明」参照

【契約書の見直しにあたって】

要件と効果（履行拒絶権のみか、それ以上か）など

(5) 中間試案「第 41 委任 6 準委任」

【取り上げられなかった理由】

部会資料 81-3「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 3） 補充説明」
参照

【取引基本契約書の見直しにあたって】

解除条項の整合性など

3. 改正法案に盛り込まれた事項について

(1) 危険負担に関する規律

【関連条文】

- ・現行民法 534 条および 535 条が削除
- ・改正法案 536 条、同 567 条

【取引基本契約書の見直しにあたって】

履行拒絶権構成への変更など

(2) 物に関する瑕疵担保責任

【関連条文】

改正法案 562 条、同 563 条

【取引基本契約書の見直しにあたって】

一般的な損害賠償の条項との整合性など

4. まとめにかえて

©大阪企業法務研究会幹事会 2015